

議会基本条例のイメージ図

福島町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される福島町議会と福島町長は、二元代表民主制の下で、合議制、独任制という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政を運営する。

議会は、「議会の主役は議員」、「住民が参画（協働）する議会」、「変化を恐れない議会」と三つの視点で「気がついた事から」、「できる事から」一歩ずつ改革を積み上げ、期待される「開かれた議会」づくりを進めてきました。

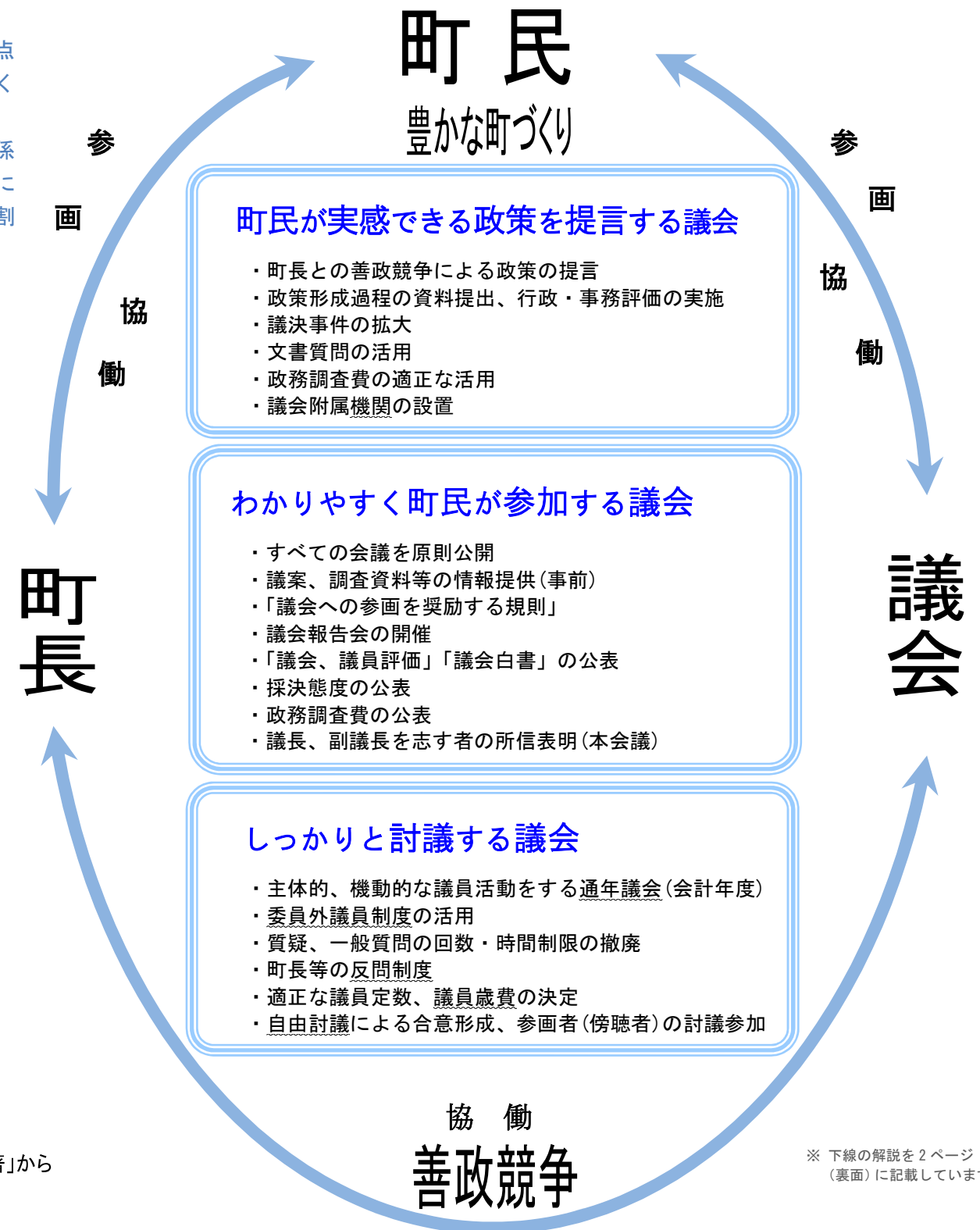
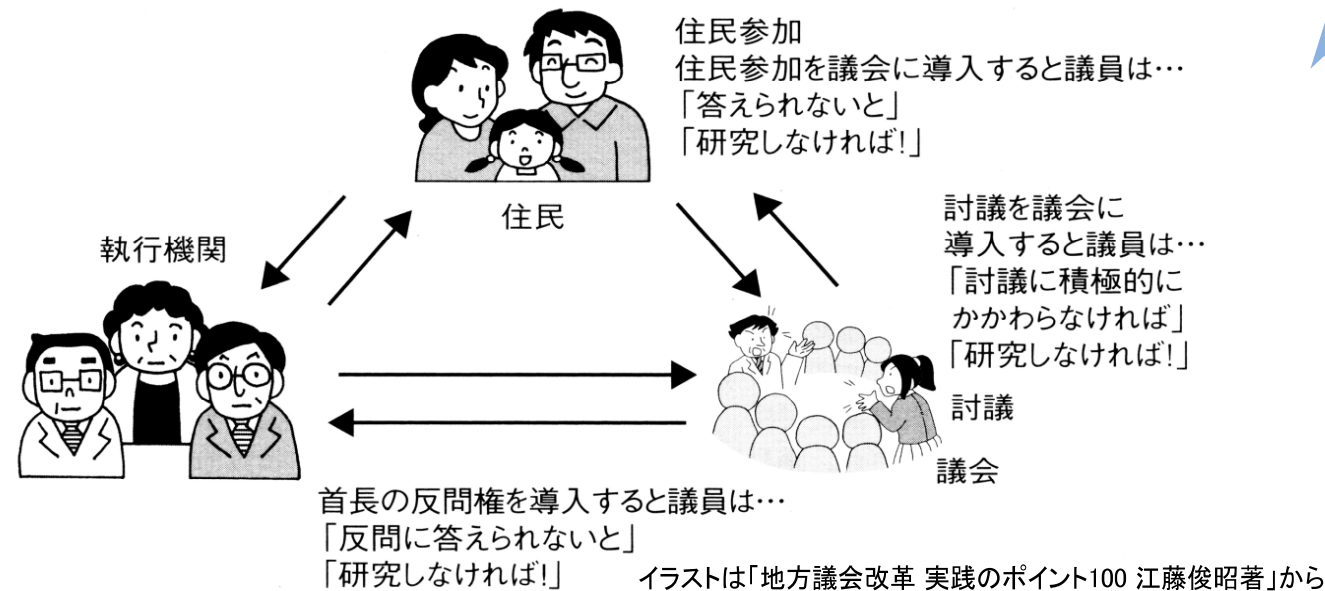
過疎、少子高齢化が加速する現状の中で、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すこととなります。「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。（議会基本条例の「前文」から）

こんなことを決めています

- ◆ 町民と議会の協働・情報共有
- ◆ 町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- ◆ 町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議
- ◆ 議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- ◆ 公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

今後の議会＝議会力アップ

— その特効薬 —



※ 下線の解説を2ページ（裏面）に記載しています。

まちづくり基本条例の抜粋（議会関係）

（議会の役割と責務）

- 第12条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。
- 第13条 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。

3 議会は、豊かなまちづくりの実現をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、本条に関し必要な事項は、福島町議会基本条例（平成年福島町条例号）に定めるところによります。

（議員の責務）

第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。

にげんだいひょうみんしゆせい
〇二元代表民主制（二元代表制）

地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表民主制と言います。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という議院内閣制です。

このような制度の違いから、国では内閣を支持する政党とそうでない政党との間に与野党関係が生まれます。

地方議会においても、首長を支持する会派とそうでない会派の間に、疑似的な与野党関係が生まれることがあります。しかし、これは国の議院内閣制の枠組みを、首長選挙の際の支持不支持に当てはめているため起こることです。二元代表民主制においては、制度的には与野党関係は発生しません。

首長、議会がともに住民を代表する二元代表民主制の特徴は、ともに住民を代表する独任制の首長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら町政を進めていくことにあります。

議会が首長と対等の機関（機関競争・対立）として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案をとおして政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

ぜんせいきょうそう
〇善政競争

地方自治体は国の議院内閣制とは異なる「二元代表制」という町長と議員がともに同じ町民に選ばれる機関競争（対立）主義のしくみをとっています。

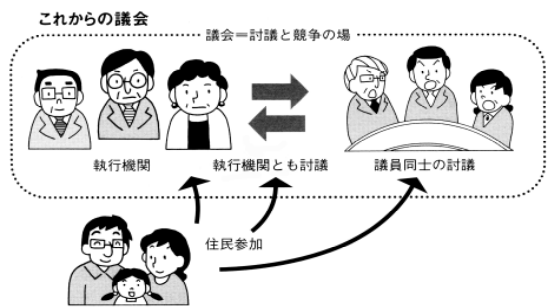
地方分権の目指す、住民自治を根幹とする議会の役割は、従来の監視機能に加え、政策立案機能も求められています。このように議会の役割が増すなかで、独任制の町長と合議制の議会が切磋琢磨して、よりよい町の政策・政治のために互いに競争しながら町の運営を担おうとする意味の造語です。

つうねんぎかい
〇通年議会

議会が町の政策等の最高議決機関としてあるならば、経費を抜きにして、会議は多い方が良いわけです。

平成 16 年の法律の改正では、議会の活性化や役割の充実を図る意味から、定例会の開催制限もなくなりました。

福島町議会は、すでに条例の改正（19 年 9 月）を行い会議の費用弁償も支給していません。議会運営の活性化のためには会議の開催日数を増やすことも大事な要因となります。このことから、会期を究極の通年（1 年）としました。なお、通年とする区分は、暦年ではなく予算の年度区分としました。



じゆうとうぎ
〇自由討議

今日、議会は質問と応答の場に化しているといわれています。討議のメリットは、問題を多角的複眼的に検討できることであり、多くの議員がさまざまに討議することによって、メリットとデメリットを明確にし、さらにデメリットを緩和する手法も見出されます。

また、討議は合意を形成する可能性を増大させます。合意の形成のためには、公開の場での議員同士の討議が不可欠であるといわれ、議会の存在意義にもなる重要な事項となっています。

はんもんせいど はんもんけん
〇反問制度（反問権）

町長と議会の適切な善政競争（政策競争）のためには、議員からの一方的な質問攻めだけでは議論が形骸化してしまう恐れがあります。

このことから、政策提言等について論点・争点を明確にするため、執行機関の側から逆質問できることです。

ぎいんさいひ
〇議員歳費

歳費は、国会議員に対して支払われる給与を特に指す語です。地方自治法で規定している議員の給与は「議員報酬」となっていますが、福島町議会は 1 年（通年）を通して議員の活動を行うことから、議員の報酬の名称を単なる役務の提供に対する対価としての「報酬」ではなく、広範な職務の遂行に見合う年俸という性格の「歳費」として規定したものです。

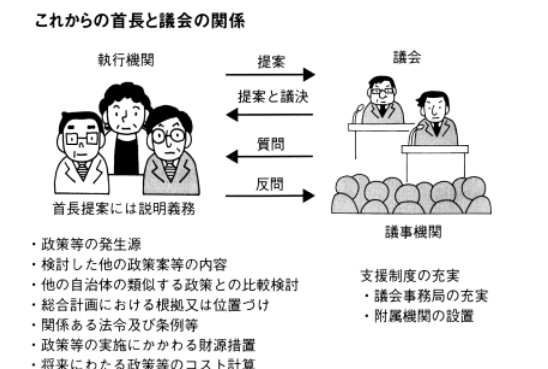
いいんがいぎいん
〇委員外議員

当該委員会の委員でない議員をいいます。福島町議会では、「総務教育 6 人」、「経済福祉 6 人」 「広報・広聴 12 人」の 3 つの常任委員会と「議会運営委員会 5 人」があります。定数の削減による議会活動を低下させることなく、これまで以上に積極的な議員活動の推進を図るために、委員外議員が会議に参加する制限をなくしています。

〇附属機関

自治体議会が本格的に政策立案等に取り組むためには、当事者や住民の意見を聞く機会を確保することや、専門家からのアドバイスを得たりする議会の附属機関が必要となります。

政策情報や人員数などで執行者側よりハンディがある議会においては、附属機関の設置は必要不可欠です。地方自治法における議会の附属機関の規定はないので、条例で規定するものです。



福島町議会基本条例と関連条例等の関係図

